

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年度第1回高等学校卒業程度認定試験 の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施されますので、関係者に周知されるようお願いします。

記

1 趣 旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

認定試験を受けることができる者は、令和4年3月31日までに満16歳以上になる者とする。ただし、大学入学資格を有している者は除く。

4 試験科目

試験科目は以下のとおりとする。

教 科	試 験 科 目

国 語	国 語
地理歴史	世界史 A 又は世界史 B のうちから受験者の選択する 1 科目及び日本史 A、日本史 B、地理 A 若しくは地理 B のうちから受験者の選択する 1 科目
公 民	現代社会 1 科目又は倫理及び政治・経済の 2 科目
数 学	数 学
理 科	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから、受験者の選択する 1 科目の合計 2 科目、又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する 3 科目
外国語	英 語

なお、合格に必要な科目数は、選択した科目により 8 科目から 10 科目とする。

合格に必要な科目数	公民の試験科目	理科の試験科目
8 科 目	現代社会	科学と人間生活を含む 2 科目
9 科 目	現代社会	「基礎を付した科目」から 3 科目
	倫理及び政治・経済	科学と人間生活を含む 2 科目
10 科 目	倫理及び政治・経済	「基礎を付した科目」から 3 科目

※「基礎を付した科目」とは、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の 4 科目である。

5 受験案内配布期間及び配布場所

令和 3 年 4 月 5 日（月）～ 5 月 10 日（月）

①県庁東棟 2 階人権・地域教育課、②県立教育研究所事務局窓口、③県文化会館、④県橿原文化会館で配布

①・②は土曜日、日曜日及び祝日を除く 8：30～17：00

③は休館日を除く 9：00～17：00

※休館日：月曜日（その日が休日の場合、翌日以降の平日）

④は休館日を除く 9：00～17：00

※休館日：木曜日（その日が祝日又は休日の場合、翌日以降の平日）

6 願書受付期間

令和3年4月5日（月）～5月10日（月）（5月10日消印有効）

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、文部科学省宛てに書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

8 試験実施期日

令和3年8月12日（木）・13日（金）

9 時間割

月 日 時 間		8月12日（木）	8月13日（金）
		①	9:30～ 10:20
②	10:50～ 11:40	現 代 社 会 政 治 ・ 経 済	日本史A又は日本史B 地 理 A又は地 理 B
	11:40～ 12:40	昼 食 ・ 休 憩	
③	12:40～ 13:30	国 語	世界史A又は世界史B
④	14:00～ 14:50	英 語	生 物 基 礎
⑤	15:20～ 16:10	数 学	地 学 基 礎
⑥	16:40～ 17:30	科学と人間生活	化 学 基 礎

10 試験方法

主として多肢選択による客観式の検査方法による出題とし、解答はマークシート方式によ

る。

11 試験会場

王寺町やわらぎ会館（王寺町王寺2丁目1番18号）

12 合格発表

令和3年9月7日（火）（結果通知発送予定）

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には合格証書を、一部科目合格者には科目合格通知書を送付する。

各市町村教委教育長 }
 各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年春の交通安全県民運動の実施について（通知）

令和3年春の交通安全県民運動は、「令和3年春の交通安全県民運動奈良県実施要綱」に基づき4月6日（火）から4月15日（木）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、『交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～』をスローガンに「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上」「二輪車、原付車の交通事故防止（奈良県重点）」を運動の重点としています。また、運動の各重点が全県下において統一的に実施されるように「県内統一デー」が設定されていますので、関係機関・団体と一体となった各種活動を推進してください。

実 施 日	実 施 事 項
4月 6日（火）	子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保推進デー
4月 9日（金）	歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上推進デー
4月10日（土）	交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉）
4月11日（日）	二輪車、原付車の交通事故防止推進デー（奈良県重点）
4月13日（火）	自転車の安全利用の推進デー

つきましては、下記事項に留意の上、これらの運動を推進し、各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いいたします。この際、新型コロナウイルス感染症の拡大防止など、児童生徒等や参加者の健康と安全を守ることに十分留意してください。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷事故が多いなど）について理解させたり、高齢者などの世代が違う人々と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに、地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、リーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、指導の充実を図ること。

（参考：学校安全ポータルサイト <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）。

特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際の注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。特に小学校1年生に対しては、学校から配布したリーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」を活用し、登下校時の安全について保護者と児童が話し合う機会を設けられるよう努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや運転中のスマートフォン等の使用等の危険性、あおり運転が社会問題となっていること等を周知すること。

(2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラムに基づく取組を引き続き推進し、地域において学校、警察、道

路管理者等の関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、把握した危険箇所については、警察や道路管理者と連携を取り、道路交通安全環境の整備を図りつつ通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ 学校の周囲における交通安全対策を推進するため、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においてはスクール・ゾーンの設定を推進するとともに、地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大や自動車の交通規制の強化等を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及

びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

（４） シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 幼児児童に対し、自転車乗車時におけるヘルメット着用の徹底するとともに、中学生・高校生に対しても、自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。また、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等にも努めること。

4 最近の奈良県内の交通情勢

令和2年における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 2,790件（前年対比 -538件）

死者数 25人（前年対比 -9人）

負傷者数 3,441人（前年対比 -704人）

で、人身事故発生件数及び負傷者数は大幅に減少した。死者数については、戦後統計の残る昭和22年以降最少の数となり、死者数が最多であった昭和45年の156人と比較し、84%減少している。

令和2年の主な死亡事故の特徴は、

- (1) 高齢者の死者数は19人で全死者数の約8割
- (2) 歩行者の死者数は6人（前年比-4人）
- (3) 自転車の死者数は6人（前年比+2人）
- (4) 二輪車（原付を含む）の死者数は8人（前年比-2人）
- (5) 飲酒運転の死者数は4人（前年比-3人）

となっている。

5 その他

4月は新入学（園）の時期であるため、この機を捉えた新入学児童（園児）に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮すること。

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 健康・安全教育係
TEL：0742-27-9862
FAX：0742-22-3995